

謝金規程

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人 宮城県臨床検査技師会の事業に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲等)

第2条 本規程は、当法人が主催する事業において、講演、講義、指導等を依頼した講師、監修医およびアドバイザー等に対する謝金の支払いに適用する。

(謝金の支払基準)

第3条 謝金の種類及び金額は別表1のとおりとする。

2. 講師謝金の支払対象とする時間は、移動時間および控室での待機時間を除いた実働時間とする。

(謝金の支払い)

第4条 謝金は支払対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、口座への振り込みによることができない場合は他の方法により支払うことができる。

2. 謝金の支払いを受ける者は、当法人の所定の様式に必要事項を記載の上、提出するものとする。

(費用)

第5条 交通費及び宿泊費を要した場合、第3条に定める謝金と併せて、当該移動及び宿泊に要した額を支払うものとする。

2. 各交通費、宿泊費に関しては、別表2のとおりとする。

(源泉徴収)

第6条 謝金の支払いにあたっては、当法人は法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行った上で、その残高を支払う。

2. 交通費及び宿泊費を支給する場合は、謝金と合算して源泉徴収を行う。

3. 法人に対して謝金を支払う場合は源泉徴収を行わない。

(領収書の提出)

第7条 第4条ただし書きに定める方法により謝金の支払いを行った場合、謝金の支払を受けたものは当法人に対し、領収書を提出しなければならない。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

第9条 この内規規程は、令和8年4月1日から実施施行する。

令和08年03月30日 制定

<別表1. 講師・監修医謝金支払基準>

(単位：円)

区分	内容	支給対象者	単位	支払金額(税込)
講師料	宮臨技主催学術研修会	医師	原則実働60分以上	33,411
		県外会員講師(日臨技会員)	原則実働60分以上	22,274
		県内会員講師	30分以下	5,568
		県内会員講師	31分以上90分以下	11,137
		県内会員講師	91分以上	22,274
		外部団体の医師以外の講師	原則実働60分以上	11,137~22,274
	宮臨技精度管理調査報告会	宮臨技主催研修会の講師料に準ずる		
みやぎ医学検査学会	宮臨技主催研修会の講師料に準ずる			
教授料	宮臨技精度管理調査 (監修医)	採血監修医	1年あたり	22,274
		病理監修医	1年あたり	22,274
		細胞診監修医	1年あたり	22,274
教授料	宮臨技精度管理調査 (アドバイザー)	アドバイザー (県内会員講師)	1年あたり	三役承認
<ul style="list-style-type: none">宮臨技主催研修会の県内会員講師の謝金は學術部の承認を必要とし、審議の結果変更する場合もある。宮臨技主催研修会の外部団体の医師以外の講師の謝金の金額設定に関しては學術部の承認を必要とする。謝金の金額の変更、精度管理調査アドバイザーの謝金の決定は三役の承認を必要とし、決定内容を理事会にて報告を行う。支給対象者の一年(1月1日~12月31日)の謝金合計が5万円を超えた場合、当法人は支給対象者よりマイナンバーの提供を受ける必要がある。				

<別表 2. 講師・監修医・アドバイザーの交通費・宿泊費>

交通費	居住地～用務地間の最寄駅・バス停等を起点、終点として運賃を算出	添付証憑
鉄道運賃	<ol style="list-style-type: none"> 1. 旅客運賃 2. 普通急行料金 3. 特別急行列車料金（片道 30km 以上の場合利用可） 4. 新幹線特別急行列車料金（片道 30km 以上の場合利用可） 5. 普通座席指定料金 	不要
航空運賃	片道 300km 以上の場合支給可	領収書
車賃	<ol style="list-style-type: none"> 1. バス乗車料金 2. タクシー料金（講師の来場にタクシーが必要と判断した場合） 	<ol style="list-style-type: none"> 1. は不要 2. については領収書と理由書
宿泊費	<p>1 泊につき 15,000 円を上限とする。</p> <p>*県内技師の場合、学術部長の承認を必要とする。</p> <p>*やむを得ない事情があると会長が判断した場合は実費が上限額を超えた差額の一部または全部を支払う場合がある。</p>	領収書